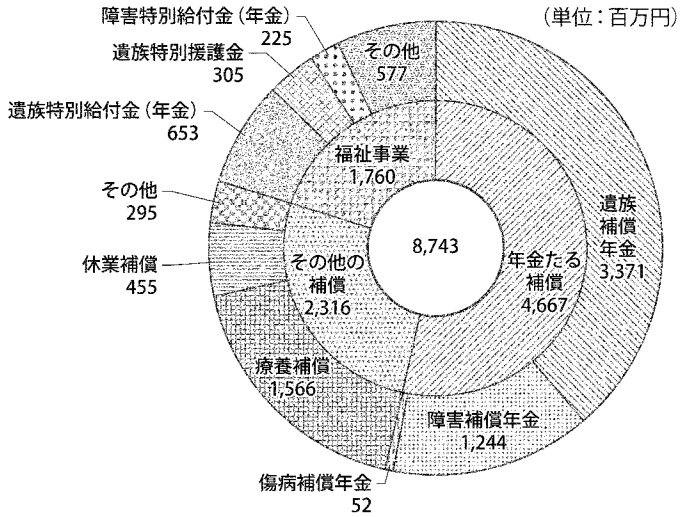
平成24年度に実施機関が実施した補償及び福祉事業の件数は12,975件（補償8,166件、福祉事業4,809件）であり、その金額は約87億円（補償約70億円、福祉事業約18億円）となっている（図５―９）。

図５―９　補償及び福祉事業の種類別実施金額



３　災害補償制度の運営

⑴　補償制度の適正な運営

平成26年１月現在、26の府省等及び９の特定独立行政法人等が実施機関として被災職員等に対し補償及び福祉事業の直接的な実施に当たっており、人事院は、実施に係る基準等を定めるほか、各実施機関における公務災害及び通勤災害の認定、障害等級の決定等について、必要に応じて協議や相談に応じている。

また、災害補償業務の迅速かつ公正な実施の確保のために、実施機関の担当者を対象とする研修等を毎年行っており、平成25年度は表５―２のとおり研修等を実施した。

表５―２　平成25年度における研修等実施状況

研修等の名称	実施期間	参加対象者	参加者数
災害補償担当官会議	1日	本府省等の担当者	53人
本府省等災害補償実務担当者研修会	3日	本府省等における災害補償業務に係る経験年数が１年未満の担当者	88人
災害補償業務研究会	2日	本府省等における災害補償業務に係る経験年数が１年以上の担当者	59人
災害補償実務担当者研修会（人事院の各地方事務局（所）において開催）	各1～2日	地方機関の補償事務担当者等	472人

⑵　年金たる補償等の支給に係る承認

各実施機関が年金たる補償又は特別給付金の支給決定を行う場合には、人事院において承認手続を通じて災害の内容や補償額などを確認している。平成25年度の承認件数を補償等の種類別にみると、表５―３のとおりである。

表５―３　平成25年度における年金たる補償等の支給に係る承認件数

（単位：件）

補償等の種類	承認件数計	公務災害	通勤災害
傷病補償年金	2	1	1
障害補償年金	10	8	2
遺族補償年金	10	9	1
傷病特別給付金（年金）	2	1	1
障害特別給付金（年金）	10	8	2
遺族特別給付金（年金）	8	7	1

⑶　民間企業の法定外給付調査

福祉事業の諸制度を検討するための基礎資料とするために、毎年人事院が実施している「民間企業の勤務条件制度等調査」の中で、労働者災害補償保険法による給付以外に個々の企業が独自の給付を行ういわゆる法定外給付に関して調査を行っている。

平成24年の調査結果をみると、業務災害による死亡について56.3％、通勤災害による死亡について51.3％の企業が法定外給付を行っている。

第７節　監査

人事院は、職員の給与、健康安全及び公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の適正な実施等を確保するため、給与簿監査、健康安全管理状況監査及び災害補償実施状況監査を実施している。

１　給与簿監査

国公法第69条に基づき、職員の給与が法律、人事院規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、事後措置として、その是正の指示その他必要な指導を行う給与簿監査を毎年実施している。

平成25年度は、平成17年改正給与法に基づく新俸給制度の適用状況、諸手当の認定等に重点を置いて598機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

２　健康安全管理状況監査

各府省における職員の健康安全に関する法規の遵守状況を把握し、その結果、改善が必要な場合には、その是正の指示と改善結果の確認を行うことを目的に、健康安全管理状況監査を毎年実施している。

平成25年度は、有害物質を扱う業務、設備等を多く保有する機関等を中心に56機関を対象として実施した。

監査の結果、重大な健康障害や災害に直結するような違反等は認められなかったものの、健康安全管理体制の不備のほか、特別定期健康診断等が規則に基づき適切に実施されていないことなどが認められたので、その是正の指示と改善結果の確認を行った。

３　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施と適正な福祉事業の実施を確保することを目的に、その実施状況について監査するとともに、不当事項等を発見したときには、事後措置として、その是正の指示その他必要な指導を行う、災害補償実施状況監査を毎年実施している。

平成25年度は、平成23年４月１日以降に行われた公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業の実施状況を中心に19機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。